

## 間質性腎炎

英語名：Interstitial nephritis

同義語：尿細管間質性腎炎

### A. 患者の皆様へ



ここでご紹介している副作用は、まれなもので、必ず起こるというものではありません。ただ、副作用は気づかずに放置していると重くなり健康に影響を及ぼすことがあるので、早めに「気づいて」対処することが大切です。そこで、より安全な治療を行う上でも、本マニュアルを参考に、患者さんご自身、またはご家族に副作用の黄色信号として「副作用の初期症状」があることを知っていただき、気づいたら医師あるいは薬剤師に連絡してください。

腎臓に炎症が起こり機能が低下する「<sup>かんしつせいじんえん</sup>間質性腎炎」は、主に抗菌薬、<sup>しょうかせいかいようやく</sup>消化性潰瘍薬、解熱消炎鎮痛薬、炎症性腸疾患治療薬、抗てんかん薬、痛風治療、抗結核薬、薬などの医薬品の服用により引き起こされる場合があります。

医薬品を服用後に、次のような症状がみられた場合には、放置せずに、ただちに医師・薬剤師に連絡してください。

「<sup>ほっしん</sup>発熱」、「発疹」、「側腹部の痛み」、「腰部のはり」、「血尿」などが典型的とされますが、「節々の痛み」、「はき気、嘔吐、下痢、腹痛などの消化器症状」など風邪や腸炎に類似した症状を示すことがあります。

また、これらの症状が持続したり、その後に「むくみ」、「尿量が少なくなる」などが見られた場合は、すぐに医療機関を受診してください。

## 1. <sup>かんしつせいじんえん</sup>間質性腎炎とは？

間質性腎炎は、腎臓の尿細管やその周囲の組織（<sup>かんしつ</sup>間質）に炎症を起こす病気です。全身性のアレルギー反応による発熱、発疹や、腎臓が腫れることによる側腹部痛や腰部の張りを自覚することがあります。ただし関節の痛み、はき気、嘔吐、下痢、腹痛などの症状など、一般的なかぜのような症状もみられることがあり判断が難しくなります。緩徐な経過で発症した場合、無症状で経過し、健康診断で偶然に発覚することもあります。進行すると腎機能が低下して、尿量が減ったりむくんだりします。さらに進んで症状が重くなると、透析療法が必要となる場合があります。

すべての医薬品が原因となる可能性がありますが、主に抗菌薬、消化性潰瘍薬、抗結核薬、解熱鎮痛薬、抗てんかん薬、痛風治療薬で多いとされており、医薬品などに対するアレルギー反応がその発症の原因と考えられています。また、一部の特定な薬剤（鎮痛薬、抗精神病薬、漢方生薬、抗がん薬など）では緩徐な経過で発症することも知られています。

治療は、早期の場合は医薬品の服用を中止すれば特別な治療をしなくても治ることがありますが、早期発見と早期治療が重要です。中等度以上の重い場合には、通常、ステロイド薬を使用することがあります。緩徐に発症した場合の治療も、医薬品の服用を中止することですが、腎機能低下の改善が難しい場合がしばしばみられます。間質の線維化に対する根本的な治療法は確立していません。

## 2. 早期発見と早期対応のポイント

原因と考えられる医薬品の服用後、2週間以内に発症することが多いのですが、1ヶ月以上経ってから起こることもあります。特に高齢者は複数の薬剤を服用している場合が多いので、実際に薬剤の副作用に気がつきにくいです。さらに典型的な「発熱」、「発疹」、「側腹部の痛み」、「腰部のはり」、「血尿」などは見られることが少なく、「関節痛」、「はき気、嘔吐、下痢、腹痛などの消化器症状」など、風邪や胃腸炎と区別がつかないような症状しか見られないことがあり、発見が遅れることが多いです。まずは新しい薬が始まったら薬剤による副作用の

可能性があることを念頭におくことが早期発見のコツとされます。その症状が持続し、「むくみ」や「尿量が少なくなる」、「体重減少」などがみられたりする場合は進行した腎障害まで至っていることが考えられますので、そうなる前に、ただちに医師・薬剤師に連絡してください。

また、連絡の際には、お薬手帳など服薬内容や期間がわかるような記録をお持ちいただくようお願いいたします。

※ 医薬品の販売名、添付文書の内容等を知りたい時は、このホームページにリンクしている独立行政法人医薬品医療機器総合機構の「医療用医薬品 情報検索」から確認することができます。

<http://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuSearch/>

※ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく公的制度として、医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用により入院治療が必要な程度の疾病等の健康被害について、医療費、医療手当、障害年金、遺族年金などの救済給付が行われる医薬品副作用被害救済制度があります。

(お問い合わせ先)

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 救済制度相談窓口

<http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai.html>

電話：0120-149-931（フリーダイヤル）[月～金] 9時～17時（祝日・年末年始を除く）

